

平成 6 年 4 月 1 日 施行  
平成 23 年 2 月 1 日 改訂

## 流速計の係数確定試験約款

株式会社 セレス

流速計試験所

## 第1条（本約款の内容）

本約款は流速計試験の内容、試験の手続き、試験成績書の発行、試験料金等について定めたものであります。

## 第2条（試験装置、試験方法など）

本流速計試験装置および試験方法は、電気事業法百二条に基づく発電水力流量測定規則の解釈の第三条3項に定められている内容に適合する装置および方法を用います。

また、試験装置の整備、水槽用水の管理、試験従事者の教育等に万全を期します。

## 第3条（流速計の試験）

- 1．発電水力流量調査用の各種流速計の係数試験を行います。
- 2．発電水力流量調査用以外の各種流速計の校正試験を行います
- 3．本試験においては、試験データを厳密に評価して試験成績書を作成し、発行します。
- 4．試作流速計などの調整・試験のために、試験設備の使用を受付けます。

## 第4条（試験の予約、流速計等の搬入）

- 1．試験を円滑に実施するため、電話等で予約をしていただきます。流速計は予約日より前に試験申込書〔様式5〕を添えて搬入していただきます。やむを得ぬ場合は送付も可としますが、送料（途中の保険を含む）は申込者負担とさせていただきます。
- 2．第3条4項の試験設備の使用は電話等で予約後、予約日より前に設備使用申込書〔様式7〕を提出していただきます。

## 第5条（試験の実施）

- 1．試験は予約日に実施することとします。ただし、やむを得ず実施できない場合は、事前に相談させていただきます。
- 2．流速計の出力形式によっては、試験に適合する出力形式とするための補助回路などを用意していただくことがあります。
- 3．試験は申込書の希望適用範囲をもとに、15段階の試験速度〔別紙1〕を設定して実施します。

## 第6条（試験データの処理）

- 1．パルス出力形式の回転翼式流速計については、各試験速度において流速計の回転数を計数記録します。他の型式の流速計については、出力形式に応じて流速値または電圧・電流値を記録します。
- 2．試験結果より定められる係数確定および適用範囲

発電水力流量調査用の流速計については、試験速度が0.1m/s未満では誤差2.5%以下、試験速度が0.1m/s以上では誤差1.5%以下の条件を満足する試験点が連続して10点以上であるときに係数が確定するものとし、その連続する試験速度の範囲を適用範囲とします。なお、係数が確定できない場合、その原因が不明であれば再試験を実施します。

### 3. パルス出力回転翼式流速計の係数の算定

$v$  ( m / s ) : 試験速度

$N$  ( r / s ) : 試験速度時における流速計の回転翼の回転数

$V$  ( m / s ) : 確定した係数を用いて回転数から求めた流速

( % ) : 誤差

( m / s ) : 器差

$n$  : 試験点数 (  $n = 15$  )

#### (1) 流速計算式

$$V = AN + B$$

係数  $A$ 、 $B$  は最小二乗法を用いて次式により求めます。

$$A = \frac{\frac{1}{v_t^2} \frac{N_t}{v_t} - \frac{N_t}{v_t^2} \frac{1}{v_t}}{\frac{1}{v_t^2} \frac{N_t^2}{v_t^2} - \left( \frac{N_t}{v_t^2} \right)^2}$$

$t = 1 \sim n$

$$B = \frac{\frac{N_t^2}{v_t^2} \frac{1}{v_t} - \frac{N_t}{v_t^2} \frac{N_t}{v_t}}{\frac{N_t^2}{v_t^2} \frac{1}{v_t^2} - \left( \frac{N_t}{v_t^2} \right)^2}$$

なお、次の(2)で表される誤差が、前項2で示された発電水力流量調査用の誤差の基準値を越える試験速度については、これらの係数を求めるためのデータから削除します。

#### (2) 誤差および器差計算式

〔誤差計算式〕

$$= \frac{V - v}{v} \times 100$$

〔器差計算式〕

$$= V - v$$

### 4. 流速表示式および電圧・電流表示式流速計の係数算定

$v$  ( m / s ) : 試験速度

$R$  ( m / s、E または mA ) : 試験速度時における流速計の指示値

$V$  ( m / s ) : 確定した係数を用いて指示値から求めた流速

( % ) : 誤差  
( m / s ) : 器差  
n : 試験点数 ( n = 15 )

(1) 流速計算式

$$V = A R + B$$

係数 A、B の算定は第 6 条 3 項(1)と同様の計算式を用います。

(2) 誤差および器差計算式

〔誤差計算式〕

$$= \frac{V - v}{v} \times 100$$

〔器差計算式〕

$$= V - v$$

### 第 7 条 (試験成績書の作成、発行)

1. 第 6 条のデータ処理によって係数が確定した発電水力流量調査用の流速計については〔様式 1〕による流速計試験成績書を作成してお渡します。  
係数が確定できない流速計および発電水力流量調査用以外の流速計で係数と誤差の算定を希望されるものについては〔様式 2〕による試験成績書をお渡します。
2. 発電水力流量調査用以外の流速計で、係数と器差の算定を希望されるものについては〔様式 3〕による試験成績書をお渡します。
3. 流速表示式の流速計で、係数を必要としないものについては〔様式 4〕の試験成績書をお渡します。
4. 様式 2 および様式 4 の試験成績書で 5% 誤差の適用範囲を希望されるものについては合否判定を行い試験成績書に明示します。

### 第 8 条 (試験完了、流速計等の搬出)

試験を完了した流速計は申込者に連絡しますので、できるだけ早く搬出していただきます。

### 第 9 条 (試験料金等)

1. 試験料金は 33,000 円 / 台 ( 1 台の 1 試験走行、不合格の場合も同額 ) とさせていただきます。試験料金は毎月末日締切りで請求書を送付いたしますので、当社指定の銀行口座に翌月 20 日までに振込んでいただくようお願いいたします。(銀行振込料金は振込者負担とさせていただきます。)
2. 流速計試験成績書の再発行料金は、3,000 円 / 枚とさせていただきます。再発行は、申込書〔様式 6〕に必要事項をご記入のうえ、郵送または F A X をお願いいたします。料金は試験料金と同様に振込んでいただきます。
3. 試験設備の使用料金は 300,000 円 / 1 日とし、半日使用の場合は午前と午後に分け、午前の使用料金は 150,000 円、午後の使用料金は 200,000 円とさせていただきます。また、時間

単位の使用料金は 60,000 円とさせていただきます。料金は試験料金と同様に振込んでいただきます。

4. 試験料金は原則として 3 年以内は同一料金とします。改定する場合は 4 月 1 日からとし、その 3 ヶ月前までに関係機関と協議の上決定させていただきます。

#### **第 10 条（流速計の破損等）**

試験のために搬入された流速計を万一破損させた場合は、相当額または修理代の損害を賠償支払いいたします。

#### **第 11 条（試験設備の破損等）**

第 3 条 4 項の試験設備の使用において当社の機材等を万一破損させた場合は、相当額または修理代の損害の賠償をお願いいたします。

#### **第 12 条（付則）**

本約款に定めのない事項が発生、または本約款に定める事項により疑義が生じた場合は、双方で誠意をもって協議の上解決するものとします。

## 流速計試験成績書

流速計の種類	試験番号
流速計の番号	試験年月日 平成 年 月 日
申請者名	有効期限 平成 年 月 日

上記流速計の係数試験成績は下記のとおりである。

$$V = A N + B$$

(適用範囲: m/s から m/s まで)

ただし、Vは流速(m/s)、Nは流速計回転翼の回転数(回転/s)

測定番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
試験速度(m/s)															
流速計回転翼の回転数(回転/s)															
確定した係数と回転数から求められる流速(m/s)															
誤差 _____ × 100(%)															

適用範囲は発電水力流量測定規則の解釈第3条3項4号(試験速度が0.1m/s未満では誤差2.5%以下、0.1m/s以上では誤差1.5%以下)に適合している。

試験実施者  
東京都狛江市岩戸北2-11-1 電話 03-3480-0611  
株式会社 セレス  
流速計試験所長

## 流速計試験成績書

流速計の種類	試験番号
流速計の番号	試験年月日 平成 年 月 日
申請者名	有効期限 平成 年 月 日

上記流速計の係数試験成績は下記のとおりである。

$$V = A R + B$$

(適用範囲: m/s から m/s まで)

ただし、Vは流速(m/s)、Rは流速計の指示値(m/s、電圧、電流)

測定番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
試験速度(m/s)															
流速計の指示値(m/s、電圧、電流)															
確定した係数と指示値から求められる流速(m/s)															
誤差 _____ × 100(%)															

1: 流速計の指示値は平均値  
2: 適用範囲は発電水力流量測定規則の解釈第3条3項4号(試験速度が0.1m/s未満では誤差2.5%以下、0.1m/s以上では誤差1.5%以下)に適合している。

試験実施者  
東京都狛江市岩戸北2-11-1 電話 03-3480-0611  
株式会社 セレス  
流速計試験所長

## 流速計試験成績書

流速計の種類	試験番号
流速計の番号	試験年月日      平成    年    月    日
申請者名	有効期限        平成    年    月    日

上記流速計の試験成績は下記のとおりである。

$$V = A N + B$$

ただし、Vは流速 (m/s)、Nは流速計回転翼の回転数 (回転/s)

測定番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
試験速度 (m/s)															
流速計回転翼の回転数 (回転/s)															
算定した係数と回転数から求められる流速 (m/s)															
誤差      -      × 100(%)															

:本成績書は流速計の誤差を記載したもので、流速計の適用範囲を示すものではありません。

試験実施者  
 東京都狛江市岩戸北2-11-1 電話 03-3480-0611  
 株式会社 セレス  
 流速計試験所長

様式 2 - 1

## 流速計試験成績書

流速計の種類	試験番号
流速計の番号	試験年月日      平成    年    月    日
申請者名	有効期限        平成    年    月    日

上記流速計の試験成績は下記のとおりである。

$$V = A N + B$$

(誤差率5%適用範囲:    m/sから            m/sまで)

ただし、Vは流速 (m/s)、Nは流速計回転翼の回転数 (回転/s)

測定番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
試験速度 (m/s)															
流速計回転翼の回転数 (回転/s)															
算定した係数と回転数から求められる流速 (m/s)															
誤差      -      × 100(%)															

試験実施者  
 東京都狛江市岩戸北2-11-1 電話 03-3480-0611  
 株式会社 セレス  
 流速計試験所長

様式 2 - 1 - 1

用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 版とする。

## 流速計試験成績書

流速計の種類	試験番号
流速計の番号	試験年月日      平成    年    月    日
申請者名	有効期限      平成    年    月    日

上記流速計の試験成績は下記のとおりである。

$$V = A R + B$$

ただし、Vは流速 (m/s)、Rは流速計の指示値 (m/s、電圧、電流)

測定番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
試験速度 (m/s)															
流速計の指示値 (m/s、電圧、電流)															
算定した係数と指示値から 求められる流速 (m/s)															
誤差 ——— × 100 (%)															

1:流速計の指示値は平均値  
2:本成績書は流速計の誤差を記載したもので、流速計の適用範囲を示すものではありません。

試験実施者  
東京都狛江市岩戸北2-11-1 電話 03-3480-0611  
株式会社 セレス  
流速計試験所長

様式 2 - 2

## 流速計試験成績書

流速計の種類	試験番号
流速計の番号	試験年月日      平成    年    月    日
申請者名	有効期限      平成    年    月    日

上記流速計の試験成績は下記のとおりである。

$$V = A R + B$$

(誤差率5%適用範囲:    m/sから    m/sまで)  
ただし、Vは流速 (m/s)、Rは流速計の指示値 (m/s、電圧、電流)

測定番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
試験速度 (m/s)															
流速計の指示値 (m/s、電圧、電流)															
算定した係数と指示値から 求められる流速 (m/s)															
誤差 ——— × 100 (%)															

：流速計の指示値は平均値

試験実施者  
東京都狛江市岩戸北2-11-1 電話 03-3480-0611  
株式会社 セレス  
流速計試験所長

様式 2 - 2 - 1

用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 版とする。

## 流速計試験成績書

流速計の種類	試験番号
流速計の番号	試験年月日      平成    年    月    日
申請者名	有効期限        平成    年    月    日

上記流速計の試験成績は下記のとおりである。

$$V = A N + B$$

ただし、Vは流速 (m/s)、Nは流速計回転翼の回転数 (回転/s)

測定番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
試験速度 (m/s)															
流速計回転翼の回転数 (回転/s)															
算定した係数と回転数から求められる流速 (m/s)															
器差 - (m/s)															

:本成績書は流速計の器差を記載したもので、流速計の適用範囲を示すものではありません。

試験実施者  
東京都狛江市岩戸北2-11-1 電話 03-3480-0611  
株式会社 セレス  
流速計試験所長

様式 3 - 1

## 流速計試験成績書

流速計の種類	試験番号
流速計の番号	試験年月日      平成    年    月    日
申請者名	有効期限        平成    年    月    日

上記流速計の試験成績は下記のとおりである。

$$V = A R + B$$

ただし、Vは流速 (m/s)、Rは流速計の指示値 (m/s、電圧、電流)

測定番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
試験速度 (m/s)															
流速計の指示値 (m/s、電圧、電流)															
算定した係数と指示値から求められる流速 (m/s)															
器差 - (m/s)															

1:流速計の指示値は平均値  
2:本成績書は流速計の器差を記載したもので、流速計の適用範囲を示すものではありません。

試験実施者  
東京都狛江市岩戸北2-11-1 電話 03-3480-0611  
株式会社 セレス  
流速計試験所長

様式 3 - 2

用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 版とする。

## 流速計試験成績書

流速計の種類	試験番号
流速計の番号	試験年月日      平成   年   月   日
申請者名	有効期限      平成   年   月   日

上記流速計の試験成績は下記のとおりである。

測定番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
試験速度 (m/s)															
流速計の指示値 (m/s、電圧、電流)															
器差 - (m/s)															

- 1: 流速計の指示値は平均値  
 2: 本成績書は流速計の器差を記載したもので、流速計の適用範囲を示すものではありません。

試験実施者  
 東京都狛江市岩戸北2-11-1 電話 03-3480-0611  
 株式会社 セレス  
 流速計試験所長

様式 4 - 2

## 流速計試験成績書

流速計の種類	試験番号
流速計の番号	試験年月日      平成   年   月   日
申請者名	有効期限      平成   年   月   日

上記流速計の試験成績は下記のとおりである。

(誤差率5%適用範囲:      m/sから      m/sまで)

測定番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
試験速度 (m/s)															
流速計の指示値 (m/s、電圧、電流)															
器差 - (m/s)															

: 流速計の指示値は平均値

試験実施者  
 東京都狛江市岩戸北2-11-1 電話 03-3480-0611  
 株式会社 セレス  
 流速計試験所長

様式 4 - 2 - 1

用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 版とする。

# 流速計試験申込書

株式会社 セ レ ス  
流速計試験所長 殿

平成 年 月 日

申込者  
会社名  
所在地  
電話  
氏名

印

下記流速計の試験を申込みます。

	流速計種類	流速計番号	希望試験範囲 (m/s ~ m/s)	刻印 <sup>1</sup>	成績書様式 <sup>2</sup>	5%適用範囲 合否判定 <sup>3</sup>	備 考
1			~	可・否			
2			~	可・否			
3			~	可・否			
4			~	可・否			
5			~	可・否			
6			~	可・否			
7			~	可・否			
8			~	可・否			
9			~	可・否			
10			~	可・否			

1: 刻印は、流速計に試験番号を表示するものです。必要なら可、不要なら否を で囲んでください。

2: 成績書の様式を1~4の数字で記入して下さい。ただし、発電水力流量調査用の場合は流速計の種類に関係なく“1”として下さい。

3: 成績書様式2および4を選択された場合で5%誤差の適用範囲判定を希望される時は を記入して下さい( 詳細はお申込み時にお問い合わせ下さい)。

様式5 (平成21年10月1日改訂)

# 流速計試験成績書再発行申込書

株式会社 セレス  
流速計試験所長 殿

平成 年 月 日

申込者  
会社名  
所在地  
電話  
氏名

印

下記流速計試験成績書の再発行を申込みます。

	試験番号	流速計種類	流速計番号	試験年月日	備 考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

様式 6 (平成15年7月1日改訂)

# 流速計試験設備使用申込書

株式会社 セレス  
流速計試験所長 殿

平成 年 月 日

申込者  
会社名  
所在地  
電話  
氏名

印

流速計試験設備の使用を下記のとおり申込みます。

記

1. 使用目的

2. 使用年月日 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

3. 使用区分

申込欄	区分	使用時間	備考
	全日使用	9時00分～17時00分	
	午前使用	9時00分～12時00分	
	午後使用	13時00分～17時00分	
	時間使用	時 分～ 時 分	

該当する申込欄に 印を記入して下さい。  
運転操作は当社で実施します。

様式7（平成15年7月1日改訂）

## 試験範囲および試験速度の設定方法

## 1. 試験範囲

流速計試験申込書に記入していただいた希望適用範囲 ( $V_L$  m/s ~  $V_U$  m/s) を試験範囲とします。

## 2. 試験速度の設定方法

1 試験あたりの試験速度は試験範囲を 14 分割して試験範囲の両端を含めた 15 速度で行なうこととし、それぞれの速度は次式によって決定します。

試験速度

$$V_i = V_L + (V_U - V_L) \{ (i - 1) / 14 \}^{1.5}$$

ただし、 $i = 1 \sim 15$

なお、上記の式で求まる計算値をミリメートル毎秒の桁で四捨五入して、各試験速度の設定はセンチメートル毎秒単位で行なうこととします。

## 3. 試験速度の設定例

(1) 希望適用範囲が 0.04m/s ~ 0.6m/s の場合

$V_1 (= V_L) = 0.04$ m/s	$V_9 = 0.28$ m/s
$V_2 = 0.05$	$V_{10} = 0.33$
$V_3 = 0.07$	$V_{11} = 0.38$
$V_4 = 0.10$	$V_{12} = 0.43$
$V_5 = 0.13$	$V_{13} = 0.48$
$V_6 = 0.16$	$V_{14} = 0.54$
$V_7 = 0.20$	$V_{15} (= V_U) = 0.60$
$V_8 = 0.24$	

(2) 希望適用範囲が 0.20m/s ~ 3.0m/s の場合

$V_1 (= V_L) = 0.20$ m/s	$V_9 = 1.41$ m/s
$V_2 = 0.25$	$V_{10} = 1.64$
$V_3 = 0.35$	$V_{11} = 1.89$
$V_4 = 0.48$	$V_{12} = 2.15$
$V_5 = 0.63$	$V_{13} = 2.42$
$V_6 = 0.80$	$V_{14} = 2.71$
$V_7 = 0.99$	$V_{15} (= V_U) = 3.00$
$V_8 = 1.19$	

以上

## 流速計試験成績書の分類

